

# 国際基準の特許図面

## はじめに

近年、特許の国際化に関する多くの施策が取られていますが、明細書のみならず図面についてもこれに対応していく必要があることを認識する必要があります。

米国特許庁は 1993 年にいち早く PCT などの国際基準に応じた特許図面の施行規則の改定を発表しましたが、日本の PCT 等の国際基準で示されている内容とはそのボリュームの違いからも判断できるように、若干内容に差異があるようにも思われます。

( 意匠では 1998 年の法改正に於いてようやく世界標準に準拠し、さらに一步踏み込んだ方式が採用されました。これ自体は非常に喜ばしいことであると思われます。 )

基本的に図法に関しては日本の施行規則と PCT 等の国際基準には大きな違いはありませんが、その書式に関しては幾つか食い違う部分があります。これらは日本の出願ではあまり厳しく方式チェックを受けませんが、方式審査が厳しい米国等においては補正指令の対象となるものであります。

これらは優先権主張で日本から米国に出願する場合などに障害となり、補正等の非効率的な作業を強いられる結果となります。

もし、日本出願の時に少しでも、これらの国際基準を念頭に置いた明細書の作成をしていけばトラブルは回避できるはずであると考えます。

明細書作成の際に注意すべき事項としていくつかのポイントをまとめて見ましたので参考にして頂ければ幸いです。

## 1 図 1 図番の原則を守ること。

(a),(b) などの枝番を設けて複数の図面を 1 図で包含することがは可能ですが、これらは組みにする必要不可欠な理由がある場合のみに使用するよう心掛けるようにしましょう。

日本出願では時々枝番も設けずに複数の図面を包含した図を見ることがありますが、これらは明らかに明細書に於ける説明の省略と考えざるを得ません。図面に示されていることはきちんと明細書で開示するのは基本であると考えます。

例 1. 物品の側面図、正面図、断面図などが包含されているにもかかわらず枝番がつけられていないケース

側面、正面、断面などは基本的には発明のポイントの位置関係などを関連付けて開示している場合を除いては枝番を用いるべきではないと考えます。

例 2. タイミングチャートなどで枝番を省略しているケース

タイミングチャートに枝番がなければ内容を明細書で説明する際に不都合があるはずですが、このような場合はどのような開示をしているのでありましょうか。米国出願では必ず枝番を付するように補正指令をうけることとなります。当然その際には明細書にその説明を追加せざるを得ないでしょう。

例 3. 投影図の部分拡大を吹き出しなどにより枝番なしに 1 図に包含しているケース  
拡大図も独立した図面であるから当然図番を省略することは出来ません。

例 4. 移動や工程を示す図面が矢印などにより枝番なしに 1 図に包含しているケース  
移動や工程は組み図面であるから各々枝番を付す必要があります。

例 5. 変型例が枝番で 1 図に包含されているケース

変型例は組み図面とはなり得ないので、枝番でなくそれぞれ単独の図番を付す必要があります。

## 安易な図の省略は避けること。

日本出願ではよく「図示しない は」「図では省略した は」などという表現で図示を省略する場合がありますが、米国出願では図面の省略は補充を要求される場合が多くあります。このような時には図面の内容を単純化するなどして出来るだけ省略せず図示すべきでしょう。後日補充した図面に新規事項が含まれていると判断されて、特許権の取得自体に影響することもありうるからです。

## 凡例の使用は必要不可欠なもののみとすること。

凡例での引用事項は図面の理解に必要不可欠であるか、審査官から要求された場合のみ許可されます。従って符号で代用出来る部分に凡例を用いることは避けるべきでしょう。

例 1. グラフやチャート等のタイトルを図面に記載しているケース

グラフやチャート等のタイトルは当然図番で代用されているのであるから図中に記載すべきではありません。

## ブロック図やフローチャートの凡例は簡潔にすること。

シンボル以外にブロック等で省略表示した場合はブロック内に説明書きを必要としますが、これらは出来るだけ短い語数で記載しなければなりません。特にフローチャート等で一つのブロックに明細書の説明のような長い文章が書かれている場合がありますが、これらはサブルーチン化して出来るだけシンプルにすべきでしょう。

## 同一の要部には同一の参照符号を付けること。

図面の1図以上に現れる同一部分は常に同じ参照符号で示されなければなりません。同一部分とは機能、形状共に同一であるということでありますので機能が同じで形状が違うような場合は a,b,c や 100 番代,200 番代にするなどして基本的には区別すべきでしょう。米国出願では形状が違う部分に同じ符号が付されていると、たとえそれが機能的に同一であったとしても補正指令を受けることがあるので注意すべきであります。

## 符号や凡例などの文字は小さくなりすぎないようにすること

文字や凡例はゴシック体を用いサイズは14ポイント程度とすることが望まれます。得に日本語から英語に翻訳する場合ワード数が増えるのでフローチャートなどで日本語が規定の寸法で納まっていれば問題ないというものでもないので、事前に分割するなどして出来るだけ余裕のあるアレンジメントにすることが望まれます。

上記に示した内容はいずれも日本出願の方式に従いながらも世界標準に近付けようとするものであり総てを実施しても日本出願の方式に違反するものではありません。